

島根県報

平成22年3月30日 (火) **号外 第 5 5 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

_	* L
=	717
	<i>7</i>

【規 則】

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

(農畜産振興課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第26号)

- 1 規則の概要
- (1) 牛の体外受精卵の生産を依頼しようとする者は牛の体外受精卵生産申込書を島根県畜産技術センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならないこととした。(第3条・様式第2号関係)
- (2) 所長は、牛の体外受精卵の生産を行ったときは牛の体外受精卵生産結果通知書を依頼した者に交付することとした。 (第4条・様式第5号関係)
- 2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター分析等に関する規則(平成16年島根県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「飼料の分析」の次に「、牛の体外受精卵の生産」を加える。

第3条中「を、」の次に「牛の体外受精卵の生産を依頼しようとする者は牛の体外受精卵生産申込書(様式第2号) を、」を加え、「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第4条中「(様式第3号)を」を「(様式第4号)を、牛の体外受精卵の生産を行ったときは牛の体外受精卵生産結果通知書(様式第5号)を」に、「(様式第4号)を飼料の分析」を「(様式第6号)を飼料の分析、牛の体外受精卵の生産」に改める。

様式第4号を様式第6号とし、様式第3号を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

島根県畜産技術センター所長 印

牛の体外受精卵生産通知書

年 月 日付けで申込みのあった牛の体外受精卵の生産結果は、次のとおりです。

1 経膣採卵実施年月日 年 月 日

2 体外受精

(1) 体外受精実施日 年 月 日

(2) 交配種雄牛

3 受精卵

(1) 供卵牛飼養者氏名

(2) 供卵牛の品種

(3) 供卵牛の名号及び生年月日

(4) 供卵牛の登録番号及び個体識別番号

4 受精卵生産個数 個

5 体外受精卵証明番号 第 号 ~ 第 号

6 その他 別添体外受精卵証明書のとおり。

様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

島根県畜産技術センター所長 様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

牛の体外受精卵生産申込書

島根県畜産技術センター分析等に関する規則第3条の規定により、次のとおり牛の体外受精卵の生産を申し込みます。

- 1 受精卵の由来 肉用牛・乳用牛(いずれかを○で囲むこと)
- 2 供卵牛の詳細

品 種	供卵牛名号 (個体識別番号)		供卵牛飼養者の住所及び氏名	備考		
	()				
	()				

3	交配種雄牛名	(精液証明書番号)	())

4 手数料額 円

Ц	又入証紙はり付け欄			

(注) 登録証の写しを添付すること。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。